

令和7年12月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第12回）議事録

1. 開催日時 令和7年12月19日（金曜日）午後3時20分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 佐 藤 崇	1 4 番 畑 山 留美子
2 番 小 松 健	1 5 番 佐 藤 喜 勝
3 番 齋 藤 誠	1 6 番 佐々木 剛
4 番 庄 司 和 夫	1 7 番 伊 藤 剛
5 番 佐々木 亨	1 8 番 加 藤 三 敏
7 番 菅 原 文 克	1 9 番 大 瀧 浪 雄
8 番 板 垣 利 明	2 0 番 佐々木 純 一
9 番 三 浦 幸 夫	2 1 番 小 野 晃 一
1 0 番 吉 尾 麻 美	2 2 番 豊 島 靖 喜
1 1 番 巴 寛	2 3 番 真 坂 和 都
1 2 番 佐 藤 源 樹	2 4 番 冨 樫 公 一
1 3 番 佐 藤 榮 一	

4. 欠席委員（1名）

6 番 伊 藤 直 子

5. 議事日程第1号 令和7年12月19日（金曜日） 午後3時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 報告第 2 号 由利本荘市農地賃借料情報について

第 5. 議案第101号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 6. 議案第102号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 7. 議案第103号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 8. 議案第104号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 9. 議案第105号 農地法第5条第2項の規定に基づく所有権移転の件

第10. 議案第106号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
次長兼農地班長	二 見 真 之	農政班長	三 保 敦
専門員	今 野 政 幸		
主査（矢島庶務班）	田 口 達 也	主任（岩城庶務班）	池 田 健 人

主事（由利庶務班） 畠 山 秀
主事（東由利庶務班） 石 渡 穰
主事（鳥海庶務班） 佐 藤 海 士

主査（大内庶務班） 佐々木 春 香
主査（西目庶務班） 巴 留美子

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

4 番 庄 司 和 夫

5 番 佐々木 亨

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年12月10日公示招集されました、令和7年第12回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は、委員総数24名中23名であります。

6番伊藤直子委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、報告第2号並びに、議案第101号から議案第106号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、4番庄司和夫委員、5番佐々木亨委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第2号「由利本荘市農地賃借料情報について」を議題とし、事務局より説明を

求めます。

○事務局

(農地賃借料情報の作成及び公表について専決処分した旨を報告する)

○議長

報告第2号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

○議長

日程第5、議案第101号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第101号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第101号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第101号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第102号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題としますが、本議案の1番と2番につきましては、7番・菅原文克委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(菅原文克委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第102号1番と2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第102号1番と2番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第102号1番と2番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご

質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第102号1番と2番は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号1番と2番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

(菅原文克委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、議案第102号3番から82番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第102号3番から82番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第102号3番から82番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第102号3番から82番は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号3番から82番は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第103号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第103号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第103号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第１０３号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１０３号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第８、議案第１０４号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、本議案の１番と２番につきましては、３番・齋藤誠委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、退席していただきます。

暫時休憩いたします。

（齋藤誠委員退席）

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第１０４号１番と２番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第１０４号１番と２番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第１０４号１番と２番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第１０４号１番と２番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１０４号１番と２番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（齋藤誠委員着席）

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第１０４号３番から３９番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第１０４号３番から３９番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第104号3番から39番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第104号3番から39番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第104号3番から39番は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第105号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件の農地は既に「地域計画」から除外済であり、また、秋田県農業会議に意見聴取を必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第105号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番菅原文克委員。

○7番・菅原文克委員

調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題無いものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第105号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第105号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第105号は申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第106号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番について事務局より説明を求めます。

○事務局

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第106号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番巴寛委員。

○11番・巴寛委員

調査日時並びに調査者を報告し、現地は長期にわたり耕作されていないため雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第106号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第106号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第106号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにすることに決定いたしました。

○議長

次に、2番について事務局より説明を求めます。

○事務局

申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し、山林及び原野化している状況であり、令和6年7月の豪雨災害により、山間部からの土砂流入や農地の一部が崩落する被害を受けたことを報告し、農地に復元するための条件整備が著しく困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、農地法第2条の農地に該当しないと考える旨を説明する。

○議長

議案第106号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番真坂和都委員。

○23番・真坂和都委員

調査日時並びに調査者を報告し、現地は、令和6年7月の豪雨災害により、山間部からの土砂流入及び農地の一部が崩落しており、また、申請地は長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第106号2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第106号2番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第106号2番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時48分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

庄 司 和 夫

議事録署名委員

佐々木 亨